

奨学金返還助成制度

～若者の地元への定住のため～

奨学金を返還している方を助成します

市や県では、次代を担う若者の人材確保や定住促進のため、高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方（予定者を含む）を助成しています。

能代市奨学金返還助成制度

【対象】

能代市内に居住しながら奨学金を返還し（予定者を含む）、次のいずれかに該当する方

※転居を伴う転勤者、公務員等は除く

- ・ 28年度以降に高校、大学等を卒業又は中途退学し、29年4月1日以降に就職した方
- ・ 27年度中に高校、大学などを卒業又は中途退学し、29年4月1日以降に初めて就職した方
- ・ 28年度以降にAターンし、就職した方（大学等の就学以外で、能代市外に1年以上の居住実績がある方）

【助成対象奨学金】

- ・ 日本学生支援機構
- ・ 秋田県育英会
- ・ 能代市奨学金
- ・ 秋田県社会福祉協議会教育支援資金

※市の返還助成制度では、ふるさと人材育成・
定住促進奨学金は助成対象外です。

【助成額】

年額 15万5千円（通算120カ月分）

【問い合わせ先】

能代市教育委員会 学校教育課 0185-73-5281

●申請書等一式は学校教育課、能代教育事務所に備えているほか、市HPからもダウンロードできます。

秋田県奨学金返還助成制度

【対象】

秋田県内に居住し、県内企業等に就職する方

※転居を伴う転勤者、公務員等は除く

【問い合わせ先】

秋田県 移住・定住促進課 018-860-3751

●申請書等一式は県移住・定住促進課や地域振興局に備えているほか、県就活情報サイト KocchAke!（こっちゃけ）からもダウンロードできます。

能代市奨学金返還助成制度と秋田県奨学金返還助成制度の重複申請について

県と市の両制度を重複して申請することはできません。このため、どちらの制度の要件にも該当する場合、原則、先に県の助成を1年～3年受けたのち、市の助成を受けることを推奨しています。

ただし、返還残額や返還期間によっては、県の助成を受けず、市の助成を受けた方がより多く助成を受けられる場合がありますので、各制度の申請を行う前に電話等で学校教育課へご相談ください。